

洋上風力導入可能性調査等業務委託 業務仕様書

1. 事業目的

国全体でカーボンニュートラルを進める中、三重県においては、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針を策定し、「再生可能エネルギーの導入・利用促進」に取り組んでいる。この一環として、洋上風力に関しては、令和4年度に比較的水深の浅い（200m以内）海域において「三重県における再生可能エネルギーのポテンシャル調査（以下、令和4年度調査という）」を実施するとともに、その結果を県内の各基礎自治体等に情報提供し、地域の理解醸成に取り組んでいる。

今後、技術の進歩等により普及が見込まれる浮体式洋上風力発電も見据え、令和4年度調査では対象外としていたより沖合の大水深の海域も含め、広範囲の調査を実施するとともに、三重県沖への導入の可能性を検討することを目的として本業務を実施する。

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

3. 業務内容

以下の業務を実施すること。なお、詳細な手法や内容については、三重県と協議の上決定するものとする。

(1) 洋上風力導入可能性調査

ア 三重県沖における洋上風力に関する導入ポテンシャルを推計すること。

イ 調査海域は令和4年度調査や浮体式の最新技術動向を踏まえつつ、概ね水深1000mまでとする。

ウ 推計にあたっては、「風況」、「航路」、「水深」等の基本情報に加え、「海象」、「海底地質・土質」、「鳥類・海洋動植物」、「その他考慮すべき事項（航空路、電波等）」などについて、文献調査や、必要に応じて、ヒアリング調査等を実施すること。（なお、令和4年度調査における海域については、当時調査されていなかった事項について調査を実施すること。）

エ 上記調査項目ごとのマップを作成し、各マップをレイヤーとして重ねたゾーンニングマップを作成すること。

オ 上記結果から得られたポテンシャルを有する海域において、採算性や系統接続など発電事業者が事業化を検討するうえで配慮すべき事項を整理するとともに、導入可能性についてまとめること。

(2) 洋上風力関係会議の運営支援

ア 三重県が実施する市町合同勉強会などの洋上風力に関する会議において、資料作成等の補助を行うこと。なお、会議は概ね3回開催するものとする。

イ 資料の内容は、会議のテーマに応じ、三重県の指示の下、対応すること。なお、必

要に応じて、会議で資料について説明するものとする。

ウ 会議の議事についてとりまとめること。

エ 会場及び映写装置等必要なものは三重県にて用意するが、設営・運営・撤去及びその他業務は受託者が実施すること。

(3) 洋上風力関係セミナー等の運営支援

ア 三重県が実施する洋上風力に関するセミナーにおいて講師選定及び資料作成等の補助を行うこと。なお、セミナーは、概ね3回開催するものとする。

イ 資料の内容は、セミナーのテーマに応じ、三重県の指示の下、対応すること。なお、必要に応じて、セミナーの中で資料について説明するものとする。

ウ 議事についてとりまとめるとともに、参加者へのアンケート等について取りまとめること。なお、取りまとめ方法については三重県の指示によるものとする。

エ 会場及び映写装置等必要なものは三重県にて用意するが、設営・運営・撤去及びその他業務は受託者が実施すること。

4. 業務の進め方

(1) 実施体制

受託者は、契約書の条項に基づき実施責任者を設置し三重県に書面で報告するものとする。

(2) 実施計画

ア 受託者は契約締結日から起算して10日以内に三重県と協議のうえ委託業務実施計画書を作成し、三重県の承認を得るものとする。

イ 受託者は、実施計画に変更が生じたときは、適宜三重県と協議を行い三重県の承認を得るものとする。

(3) 中間報告

受託者は業務の進捗状況について三重県と協議のうえ中間報告を行うものとする。
なお、時期については三重県から別途通知するものとする。

(4) 完了報告

受託者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書を三重県に提出するものとする。

(5) 成果品の提出

ア 受託者は、業務が完了した時点で委託業務完了報告書とともに、検査を申し出るものとする。

イ 成果報告書の体裁、部数等

掲載する内容等は協議のうえ決定するものとし、以下の電子データ1部及び印刷物2部を提出すること。

① 洋上風力導入可能性調査のゾーニングマップ及び報告書

※ ゾーニングマップはPDF形式等、報告書はMicrosoftWord形式等

② 洋上風力関係会議の議事

※ MicrosoftWord 形式等

③ 洋上風力関係セミナー等の議事、とりまとめ報告書

※ MicrosoftWord、Excel 形式等

ウ 成果品の帰属

本業務の成果品については、全て三重県に帰属するものとし、受託者は三重県の許可なくして、これを複製、貸与、流用してはならない。

なお、廃棄を行う場合は機密情報保護に留意し適切に処理すること。また、受託者が成果品に有する著作権・人格権を有する場合においても三重県及び指定の者に対してこれを行使しないものとする。

エ 成果品の補足・修正

本業務完了後、三重県が成果品に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者は三重県の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施することとする。

オ その他

受託者は、本委託業務を実施する際は関係法令等を遵守し、関係機関に対する手続きが必要な場合は適切に対応すること。

三重県及び受託者以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、必要に応じて事前に当該権利保有者の了承を得て報告書内に出典を明記し、当該権利保有者に二次利用の了承を得ることとし、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、事前に三重県に協議すること。

5. 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7. 変更に関する協議

業務内容の変更、及び契約期間の延長、及び契約金額の変更については、契約書の条項によるものとする。

8. 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

9. その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 三重県は、受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。
- (4) 業務内容は、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

10. 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 新産業振興課 中濱、田中、中北

電話：059-224-2316 ファクシミリ：059-224-2078

電子メール：shinsang@pref.mie.lg.jp